景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更（修善寺温泉・桂谷地区）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 壁面の位置 | □街並みの連続性を感じられるよう、できるだけ周辺の建築  物や工作物と壁面の位置を揃える。 |  |
| 高さ | □主要な通りに面する建築物の高さは、３階建てまでとす  る。やむを得ず４階以上とする場合は、周辺の景観との不  調和を軽減するよう努める。 |  |
| 形態 | □【Aゾーン】屋根の形状は、勾配を有する切妻、寄棟、入  母屋、方形などとする。  □【B,C,Dゾーン】屋根の形状は、勾配を有する切妻、寄棟、  入母屋、方形などが望ましい。 |  |
| □【A,B,Cゾーン】既存の建築物の外観を変更する場合は、  １階の軒や最上階の庇への勾配の飾り屋根、屋上のパラペ  ットの形状などにより、勾配屋根に類似するよう工夫に努  める。 |  |
| □【Aゾーン】庇の先端と軒の高さを隣と合わせる。  □【Bゾーン】庇の先端と軒の高さを隣と合わせることが望  ましい。 |  |
| 材料 | □光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたっ  て使用しない。 |  |
| □木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観  との調和に配慮する。 |
| 屋外  設備 | □【A,Bゾーン】室外機や給湯器などの設備機器は、主要な  通りから見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所  に配置する場合は、建築物の外壁と調和する色調、木製な  どの囲いにより、周辺の景観と調和させる。 |  |
| □建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュールを  設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物  と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用  し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する  よう配慮する。 |  |
| 擁壁等 | □長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、  緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 駐車場、駐輪場 | □駐車場、駐輪場の舗装面、機器類、垣柵は、形態意匠など  の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 自動販売機 | □【A,Bゾーン】主要な通りに面して、自動販売機を設置す  る場合は、建築物と一体的に設置することを基本とし、壁  面線内に設置するか、壁面に合わせて設置する。また、周  辺に調和した色彩とするか、木製などの囲いにより周辺の  景観と調和させる。 |  |
| 色彩  （屋根） | □【A,B,Cゾーン】屋根の色彩は、別表１に掲げる、黒色、  灰色、茶色とする。  □【Dゾーン】屋根の色彩は、モノトーン、茶色、落ち着い  た色彩とする。 |  |
| 色彩  （外壁） | □【A,Bゾーン】外壁の色彩は、別表２に掲げる、黒色、灰  色、茶色、クリーム色、乳白色とする。  □【Cゾーン】外壁の色彩は、別表３に掲げる、落ち着いた  色彩とする。  □【Dゾーン】外壁の色彩は、モノトーン、茶色、落ち着い  た色彩とする。 |  |
| 色彩  （建具） | □【Aゾーン】主要な通りに面する建具の色彩は、別表３に  掲げる、落ち着いた色彩とする。  □【B,Cゾーン】主要な通りに面する建具の色彩は、別表３  に掲げる、落ち着いた色彩が望ましい。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □【A,Bゾーン】主要な通りに面して、堀を設置しない。設  置する場合は、生垣、板塀とし、ブロック塀を避ける。  □【C,Dゾーン】垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や  石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質等  を模したブロック積みなどが望ましい。 |  |
| 緑化 | □道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。 |  |
| 屋外広告物 | □建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しな  いよう努める。 |  |
| □できるだけ屋上に看板を設置しない。 |  |
| □木などの自然素材の活用が望ましい。 |  |
| □派手な色彩や電飾を避け、周辺の景観と調和した色彩が望  ましい。 |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

※　「修善寺温泉場地区みんなで景観を守るまちづくり計画」に記載されいてる“通り”ごとのルールにも配慮ください。